	第36回　定例総会議事録
1．日　時	令和3年3月9日（火）午後3時15分招集
2．場　所	大分市役所　本庁舎8階　801会議室
3．出席委員 14名	1番　朝来野　清　2番　和田　清秀　3番　筒井　昌一 4番　得丸　芳昭　5番　長尾　栄作　6番　齊木　清範 7番　脇　文夫　8番　加藤　隆生　9番　阿部　清 10番　釘宮　修一　11番　秋吉　和行　12番　齊藤　耕一 13番　平山　孝行　14番　福崎　智幸
４．欠席委員	なし
５．事務局	事務局職員　4名
事務局	ただいまより第36回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。
会長	（あいさつ）
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第36回定例総会を開催いたします。 本日の出席者は14名で農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。

委員一同	異議なし
議長	それでは、議事録署名委員に、7番の脇委員さん、13番の平山委員さん、書記は事務局の今田さんにお願いします。 では、1ページ　第1号議案　農地法第3条許可申請についてです。1番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
7号番脇委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市歴史資料館より東に約1.2km の距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、病院などを経営する医療法人であり、申請地において露地野菜を栽培し、障がい者就労作業のひとつとして取り入れる予定です。農機具は耕運機、草刈機を各1台所有しています。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、2番は14ページ　第3号議案　農業経営基盤強化促進法第18条1項に基づく農用地利用集積計画のための審議　1番と関連がありますので、稙田地区の委員さんは一括して現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	先ずは1ページ　2番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立稙田西中学校より東に約300mの距離に位置した農地であり、現地は耕起された

	状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稲を栽培します。農機具は草刈機を3台、トラクター、コンバインを各2台、田植機、2t トラックを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は利用権同時申請分を併せて約198a となります。 次に14ページ　1番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は稙田市民行政センターより木上1118-1は南西へ約2km、木上128-1、129-2、131、132-1は西へ約1km、廻栖野5-1、12、12-2、13、33、35は南西へ約2.5km の距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では、水稲を栽培します。農機具、経営面積は1ページ2番と同様です。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、2ページ　1番は18ページ　第3号議案　農用地利用集積計画のための審議　1番と関連がありますので、坂ノ市地区の委員さんは一括して現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	2ページ　1番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より南西に約1.8km の距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は申請地において水稲を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台借用し、草刈機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面

	積は利用権同時申請分を併せて約32a となります。 18ページ　1番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より南西へ約1.7km の距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稲を栽培します。農機具と経営面積は2ページ　1番と同様です。 次に2ページ　1番と交換する、6ページを説明します。 申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校の南西約1.7km に位置する農地であり、現地は既に専用集宅として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、専用住宅として利用するものであるが、既に転用済みのため、始末書提出済みです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。 それぞれの案件について、地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ3ページ　1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番筒井委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校より北東に約530mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稲を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、耕運機を各1台所有して

	います。なお、契約成立後の経営面積は約85a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ4ページ　農地法第4条許可申請　1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校の南西約1.7km に位置する農地であり、現地は既に専用住宅として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、専用集宅として利用するものであるが、既に転用済みのため、始末書提出済みです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
14番福崎委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査

	報告です。申請地は、旧大分市立大志生木小学校の東約850mに位置する農地であり、現地は既に貸駐車場として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、貸駐車場として利用するものであるが、既に転用済みのため、始末書提出済みです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、5ページ　農地法第5条許可申請　1番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県立大分高等技術専門校の南西約300mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、分家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。

議長	なければ、第1号議案について採決します。 第1号議案につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第1位号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第4条及び第5条許可申請は許可相当とします。 続きまして、7ページ　第2号議案　農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。 1番　基盤強化法での所有権移転について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より北西へ約1.8km の距離に位置した農地であり、現地は一部が山林化しており、その他は保全管理されていました。所有権移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は、認定農業者で申請地では採草放牧地として利用します。農機具はトラクター、ショベルを各2台所有しています。所有権移転後の経営面積は約308a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、8ページ　1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。

3番筒井委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校より北へ約600mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。所有権の移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は認定農業者で、申請地ではハウスでオオバを栽培します。農機具はトラクターを2台、トラック、煙霧機、動力噴霧器、管理機、包装機を各1台所有しています。所有権移転後の経営面積は約527a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、9ページ　利用権設定　1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番齊藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターより南西へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は飼料作物が植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地では飼料作物を栽培します。農機具はトラクターを4台、モア、レーキ、ロールベーラ、ラップ機、ボブキャットを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約939a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
7番脇委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は大分市歴史資料館より南西へ約900mの距離に点在した農地であり、現地は麦が植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で申請地では水稲、麦を栽培します。農機具はコンバインを1台所有、田植機を2台、トラクターを3台借用しています。利用権設定後の経営面積は約1,008a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、10ページ　1番は、24ページ　第4号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用配分計画作成のための審議　1番と利用権の設定を受ける者が同じですので、まず24ページ　1番について、事務局から報告をお願いします
事務局	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は川床地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にイチゴを栽培する認定農業者で、申請地ではイチゴの栽培を計画しています。契約成立後の経営面

	積は利用権同時申請分を併せて約83a となります。 地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	戻りまして、10ページ　1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
5番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大南市民センターより西へ約160mの距離に位置した農地であり、現地の5256-3、5257は保全管理、5242他3筆は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地では露地野菜を栽培します。農機具は堆肥散布機、トラクターを各1台借用、動力噴霧器、草刈機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は農地中間管理事業同時申請分を併せて約83a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
6番齊木委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立吉野小学校より北東へ約1.2km の距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は認定農業者で、申請地ではハウスでニラを栽培します。農機具はトラックを4台、トラクタ

	ーを3台、堆肥散布機、動力噴霧器、マルチャー、モアを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約413a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ11ページ　1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県立大分東高校より北東へ約500mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地では水稲を栽培します。農機具は草刈機、乾燥機、トラクターを各2台、コンバイン、田植機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約91a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ次の12ページは再設定ですので、説明は事務局からお願いします。
事務局	土地の表示、権利、申請者等については議案の通りです。内容は前回

	と同様の権利、期間での再設定です。 地区審議会で審議していただいたところ、、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	次は13ページです。再設定ですので、説明は事務局からお願いします。
事務局	土地の表示、申請者等については議案の通りです。前回と同様の内容での再設定となっています。地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第2号議案について採決します。 第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第2号議案は承認します。 次に、14ページ　第3号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。1番は、第1号議案に関連して報告いただいていますので、2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してく

	ださい。
11番秋吉委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県警察学校より南東へ約1.5km の距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稲を栽培します。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、ウイングハローを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約318a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ15ページ　3番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
7番脇委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、井野辺病院より北へ約300mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稲を栽培します。農機具はトラクター、田植機、草刈機を各1台所有、コンバインを1台借用しています。利用権設定後の経営面積は約43a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。

議長	なければ4番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、稙田市民行政センターより南東へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稲、露地野菜を栽培します。農機具はトラクター、コンバインを各1台所有、田植機を1台借用しています。利用権設定後の経営面積は約118a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ16ページ　5番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
7番脇委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、井野辺病院より北西へ約1.5km の距離に位置した農地であり、現地はハウスが建っており保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地ではホオズキを栽培します。農機具はトラクター、ユンボ、草刈機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約132a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ17ページ　1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
5番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次小学校より北東へ約20mの距離に位置した農地であり、現地は耕起され、一部にはハクサイ、キャベツ、ブロッコリーが定植されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地で露地野菜を栽培します。農機具はマルチ張り機、草刈機を各2台、トラクター、管理機、軽トラックを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約138a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ18ページ　1番は、第1号議案に関連して報告いただいていますので、2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より南東へ約250mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受

	ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稲を栽培します。農機具は草刈機を5台、トラクターを3台、乾燥機、コンバインを各2台、田植機、籾摺り機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約88a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ19ページ　3番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より南東へ約200mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稲を栽培します。農機具は、トラクターを2台、田植機、コンバイン、草刈機、籾摺り機、乾燥機、軽トラックを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約38a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ4番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。

10番釘宮委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より南東へ約250mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稲を栽培します。農機具はトラクターを2台、田植機、コンバイン、草刈機、軽トラックを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約92aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ5番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より南東へ約500mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では露地野菜を栽培します。農機具は草刈機を2台、耕運機、田植機、管理機、畝立て管理機、軽トラックを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約19a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ20ページ　6番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より南東へ約400mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稲を栽培します。農機具は、草刈機を2台、トラクター、コンバイン、田植機、籾摺り機、乾燥機、軽トラックを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約24a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ7番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
14番福崎委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎小中学校より南へ約1.9km の距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稲を栽培します。農機具は草刈機を3台、乾燥機を2台、トラクター、田植機、コンバイン、籾摺り機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約126a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との

	意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ21ページ　8番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
14番福崎委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎小中学校より南へ約2.5km の距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稲を栽培します。農機具は、乾燥機を6台、草刈機を3台、トラクター、コンバインを各2台、田植機、籾摺り機、ホークリフトを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約231a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ22ページ　1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番筒井委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、亀の井自動車学校より南へ約1km の距離に位置した農地であり、現地はハウスが建っていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地ではハウスでキュ

	ウリ、コマツナを栽培します。農機具はトラクターを1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約33a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第3号議案について採決します。 第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第3号議案は承認します。 それでは次に23ページからの　第4号議案　農業経営基盤強化促進法第18条1項に基づく農用地利用集積計画作成及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用配分計画作成のための審議をします。説明は事務局からお願いします。
事務局	23ページ　1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、堪水地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業での公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲、飼料用作物を栽培する新規就農者で、申請地では水稲、飼料用作物の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約31a となります。 24ページは、先ほど説明しました。次に25ページ1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地

	は、丹生地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に米、麦、ニンニクを栽培する認定農業者で、申請地では米、麦、ニンニクの栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約1,487a となります。 次に26ページ　1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、成松地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にホウレンソウ、ダイコン、ブロッコリーを栽培する新規就農者で、申請地ではホウレンソウ、ダイコン、ブロッコリーの栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約8a となります。2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は廣内地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者です。配分先は主にピーマンを栽培する新規就農者で、申請地ではピーマンの栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約37a となります。 次に27ページです。こちらは配分先変更の案件になります。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、竹矢地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲を栽培する新規就農者で、申請地では水稲の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約47a となります。 それぞれの地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ、第4号議案について採決します。 第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第4号議案は承認します。 次に、28ページ　第5号議案　非農地証明願1番について、事務局より報告してください。
事務局	1番です。土地の表示、願人については議案の通りです。証明内容は、昭和24年頃より墓地として利用されているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立河原内保育所から東へ1.8km に位置した農地であり、現地は墓地として利用されていました。地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
2番和田委員	墓は許可が必要ではないですか。
事務局	墓埋法という墓地を建てる際の法律がありますが、保健所の衛生課に確認したところ、本案件の墓は墓埋法には違反していないと確認できましたので、非農地証明願の提出となりました。
議長	他に質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。

議長	なければ、2番について事務局より報告してください。
事務局	2番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は、平成12年頃より耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、県立大分南高等学校の南約850mに位置した農地であり、現地は原野化していました。地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、3番について事務局より報告してください。
事務局	3番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は、平成12年頃より耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、県立大分南高等学校の南約950mに位置した農地であり、現地は原野化していました。 地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、29ページ　1番について事務局より報告してください。
事務局	1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容

	は、平成24年頃より耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎小中学校より西約1.1km に位置した農地であり、現地は山林化していました。地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、2番について事務局より報告してください。
事務局	2番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は、平成15年頃より耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立川添小学校の北東約300mに位置した農地であり、現地の一部は木が植わっており、その他は牧草地でした。地区審議会で審議していただいたところ、現地が牧草地ですので、審査基準では非農地に該当しないとの判断でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、30ページ　1番について事務局より報告してください。
事務局	1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は、明治45年頃より進入路として利用されていたとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分スポーツ公園の南東約１km に位置した農地であり、現地は進入路として利用されていました。地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく非農地相当で

	あるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、2番について事務局より報告してください。
事務局	2番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は、昭和25年頃より農道として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分スポーツ公園の南東約１km に位置した農地であり、現地は農道として利用されていました。地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第5号議案について採決します。 第5号議案について、29ページ　2番は非農地に該当せず、その他については非農地決定とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第5号議案について29ページ　2番については非農地に該当しないこととし、その他は非農地決定とします。 続きまして、31ページ　第6号議案　農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用計画事前協議　1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見をしてください。

11番秋吉委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、道の駅のつはるの北西約150mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、植林用地として利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、農振解除後はその他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
4番得丸委員	植林は農地に該当しないのでしょうか。
事務局	今回は農振解除の申請ですが、農振解除後に転用の申請が必要です。
議長	他になければ、2番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	2番です。国道210号の拡幅工事に伴う収用案件です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立横瀬小学校の北東約850mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、農家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農振解除は第1種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ、32ページ　3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県大分家畜保健衛生所の北西約230mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、分家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、市街化調整区域のおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、且つその区画の形状、傾斜等が高性能農業機械による営農に適したものであるため、農振解除後は甲種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ４番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県大分家畜保健衛生所の南西約550mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、分家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農振解除後は第1種農地に該当します。

	地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、33ページ　1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
5番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立竹中中学校の東約750mに位置する農地であり、現地は既に廃材・資材置場として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、既に廃材・資材置場として利用されているため、始末書提出済みです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農振解除後は第1種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
5番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立竹中中学校の東約750mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請

	は、駐車場として利用するものです。農地区分です。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農振解除後は第1種農地に該当します。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第6号議案について採決します。 第6号議案について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第6号議案は承認します。 続きまして、34ページ　第7号議案　荒廃農地の発生・解消状況調査に係る非農地決定の取消についてです。説明は事務局からお願いします。
事務局	荒廃農地の発生・解消状況調査において非農地と判断し、第33回定例総会で非農地決定とした農地です。しかしながら非農地通知を送付したところ、耕作しているとの申し出があり、現地調査をした案件です。 34ページ　1番です。土地の表示、所有者等については議案の通りです。取消理由としては、カキを栽培しているとの申し出があり、現地調査でカキが栽培されていることを確認しましたので、取消の案件として提出しました。 35ページ　1番です。土地の表示、所有者等については議案の通りです。取消理由としてはクリ・カキを栽培しているとの申し出があり、現地調査でクリ・カキが栽培されていることを確認しましたので、取

	消案件として提出しました。 2番です。土地の表示、所有者等については議案の通りです。取消理由としては保全管理しているとの申し出があり、現地調査で保全管理されていることが確認できましたので、取消案件として提出しました。 各地区審議会で審議していただいたところ、非農地決定の取消相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第7号議案について採決します。 第7号議案について非農地決定の取消とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成ですので、第7号議案は非農地決定の取消とします。 次に、36ページ　第8号議案　空き家に付属した農地指定　1番について、稙田地区の委員さんは現地の状況と地区審議会での意見を報告してください。
7番脇委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地の状況報告です。申請地は、大分大学医学部附属病院より北東に約1km の距離に位置した農地であり、現地は10～20cm 程度の雑草が生えていました。また今後、新川在住の所有者による維持管理等も見込めない状態でした。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく農地指定相当であるとの意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、37ページ　1番について、佐賀関地区の委員さんは現地の状況報告と地区審議会での意見を報告してください。
14番福崎委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地の状況報告です。申請地は、旧大分市立大志生木小学校より南に約1.8kmの距離に位置した農地であり、現地は一定の管理が行われているものの耕作の用に供されておらず、また今後、小佐井在住の所有者による維持管理等も見込めない状態でした。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく農地指定相当であるとの意見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第8号議案について採決します。 第8号議案について、指定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第8号議案は空き家に付属した農地に指定します。 次の38ページからの第9号議案は報告事項ですので、事務局から報告をお願いします。

事務局	38ページから42ページは農地法第3条の３届出で、相続や時効取得により農地を取得したという届出が7件出ています。43ページ、44ページにかけて農地法第4条第1項第8号届出で、市街化区域内農地で所有者が転用した届出が7件出ています。45ページから49ページにかけて農地法第5条第1項第7号届出で、市街化区域内農地で権利移動を伴う転用の届出が43件出ています。50ページ、51ページは農地法18条第6項通知で、戦前小作、利用権の双方合意での解約の通知が4件出ています。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、その他協議事項について事務局からお願いします。
事務局	特にありません。
議長	なければ、以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。その他、何かありませんか。
議長	なければ、これで第36回定例総会を閉会します。